

## その他

(問30) 栄養機能食品として販売する食品は、必ず栄養表示基準に適合しなければならないか。

(答)

栄養改善法第17条第1項の規定により、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る）又は熱量に関する表示をしようとする者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならないとされている。また、栄養機能食品の規格基準が設定されている栄養機能を表示する成分は、すべて前述の「栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る）」（栄養改善法施行規則第11条参照）に含まれることから、原則として、栄養機能食品として販売する食品は、栄養表示基準に適合する必要がある。なお、栄養機能食品は、栄養表示基準に従い、栄養機能表示等以外の表示（強調表示等）が可能である。

(問31) 栄養機能食品において、当該食品での栄養機能を表示する成分の含有の由来に規定はあるか。

(答)

特になし。結果として表示された含有量が正確な値であれば、原材料たる食品由来の成分であれ、食品に添加する成分であれ問わない。ただし、後者の場合、食品添加物等として指定を受けていないものを使用する際には、新たに指定を受ける必要があることに注意すること。

(問32) 栄養機能食品にあつては、生鮮食品（鶏卵を除く。）を除くとされているが、米は生鮮食品に該当するか。また、アルコール飲料等の嗜好品は、栄養機能食品として適当か。

(答)

米は、生鮮食品に該当する。

栄養機能食品は、身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分の補給・補完を目的とした食品であり、高齢化、食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂れない場合に、その補給・補完のために利用することを目的とした食品である。よって、本来、嗜好品であるビール等のアルコール飲料等は、栄養機能食品の性質に馴染まないものであり、それらを栄養機能食品とすることは望ましくない。

(問33) 栄養機能食品の商品設計を考える場合に、当該食品の1日当たりの摂取目安量の設定にあつては、どのような点に気をつけるべきか。

(答)

栄養機能食品にあつては、その目的から、栄養成分を無理なく補給・補完できることが肝要である。よって、1日当たりの摂取目安量としては、社会通念上、通常人が1日に無理なく摂取できる量を設定すべきである。

(問34) 栄養機能食品である食品の場合、当該規格基準で定められている栄養成分以外の栄養成分等に関する事項を強制的に表示できるものは、栄養機能食品として適切か。

(答)

本来、栄養機能食品は、当該規格基準に適合する栄養成分(以下「規格基準成分」という。)を含有することで、“栄養機能食品”と謳える食品である。すなわち、栄養機能食品たる食品の基本理念は、規格基準成分を適切に摂取させることができるということにある。よって、栄養機能食品については、あくまで規格基準成分を主として表示することとし、規格基準成分以外の栄養成分等を強制的に表示する場合には、従として栄養表示基準に定める栄養成分を、当該基準に従い強制的に表示することが望ましい。